



特集 Part1

新しい生活様式と同時に変化した製品の有効利用のススメ

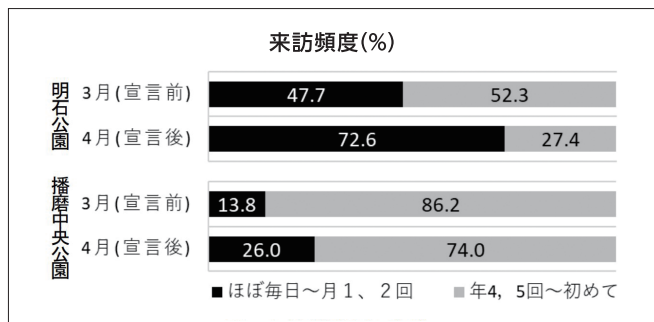
## コロナ禍における公園利用の変化とは？

新型コロナの流行によって、公園の重要性や存在価値が大きく変化しています。利用者の意識の変化に加え、利用者の多様化、国土交通省から『新しい生活様式』を踏まえた身近な公園利用のポイント」が提示されるなど、それぞれに対応した公園作りがポイントになっています。



### 緊急事態宣言前と宣言後の 来訪頻度の変化

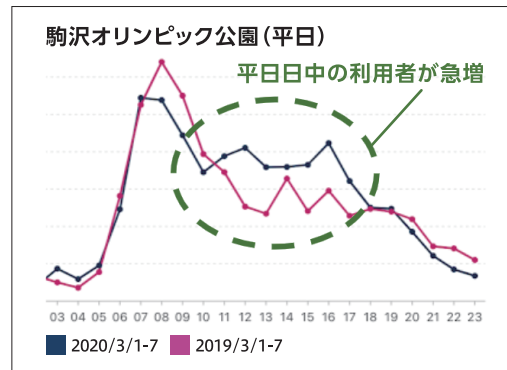
兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科による「都市公園における新型コロナウィルス感染症の流行が公園利用に及ぼす影響(2020年)」の研究結果によると、緊急事態宣言前と宣言後の来訪頻度を調査した結果、どちらの公園でも訪問頻度が上昇しています。このことから、緊急事態宣言により、自宅にいる時間が増えたことで、公園の重要性が人々の中で変わってきたことがわかります。



出典: [https://www.jstage.jst.go.jp/article/cpijkansai/18/0/18\\_1/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/cpijkansai/18/0/18_1/_pdf/-char/ja)

### 平日午前10時から午後4時の 公園訪問者数の増加

「クロスロケーションズ」の「全国の位置情報ビッグデータをAIが推計した調査結果(2020年3月23日発表)」によると、多くの公園で平日の午前10時から午後4時の利用者数が増加。住宅地に近い公園では日中の利用者が増加し、公園によっては昨年と同週より訪問者数が2倍になるという増加傾向が現れました。休校になった子どもと保護者が出かけたことにより増加した可能性が考えられます。



出典: <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000011.000037476.html>

### 公園利用者の意識の変化

上の調査結果を受け、20～50代の男女に向け「公園利用の変化」についてアンケート調査(調査実施時期:2021年11月、調査対象:公園に訪れていた男女)を行いました。その結果、新型コロナ流行前は、ほとんど公園の利用をしていなかった人も、頻りに利用するように変化しています。

天気の良い日はテイクアウトして、公園や河川敷でお昼を食べることを旅行代わりにしていたこともあった。

50代/女性/東京都在住 既婚/子供2人

長引くにつれて積極的に公園を探し、車で都外など遠方の公園へ出かけることが多くなった。

40代/男性/東京都在住 既婚/子供4人

流行前はほぼ利用しなかったが、コロナ後はカフェでのランチが公園ピクニックになったり、リラクセスするために公園を利用するようになった。

20代/女性/埼玉県在住 独身/子供なし

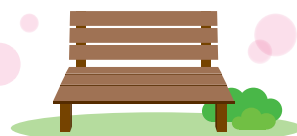
JPFAでは、リフレッシュ出来る空間の提供を目指して、様々な菌・ウィルスに対する感染対策に配慮し、遊具やベンチ、清潔感のある水場(トイレ・手洗い場)の設置をおすすめしています。

公園でなくても十分に遊べると分かったが、今は行きやすい近所の公園に戻りつつある。

30代/男性/東京都在住 既婚/子供2人

きれいな広い公園、テーブル席がある公園、インスタ映えする公園など、行く公園を選ぶようになった。

40代/女性/東京都在住 既婚/子供1人

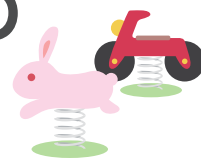


特集 Part2 ハザードレベル判定方法が変わります! ➡

安全について考える

特集  
Part2

# 規準点検時のハザードレベル3の判定条件が厳格になりました



JPFAの公園施設点検技術者(以下 点検技術者)の資格は、国土交通省に唯一登録されている、公園施設(遊具)の点検・診断を的確に実施できる技術者資格です。特に遊具による重大事故を防ぐために、点検技術者は関連する規準類を遵守し劣化診断・規準診断の両面から総合的に遊具の安全性を評価しています。

過去発生した遊具の重大事故は、劣化に起因するもののみならず、規準不適合(有害な隙間での挟まり、引っ掛かりなど)に起因するものも多くあります。そのため、規準判定の重要性が高まり、それにより決定するハザードレベルの判定をより厳格化する必要があります。特に過去、死亡事故の要因となっている項目のハザードレベル3の判定については、慎重に行う必要があるため、あらためて判定条件を明確にいたしました。

2021年4月より運用されている

ハザードレベル3の判定に関するポイントは、主に下記の2点です。

## 1 基礎の露出に関するハザードレベル3の判定条件

1. 基礎がハザード判定の対象となる位置にあること。
2. 対象となる位置にある基礎が露出していること。
3. 露出した基礎が直接落下の想定される位置にあること。
4. 露出した基礎と子どもの頭部が直接接触すること。  
(点検器具Aのφ230mmの部分により接触の確認を行う)

上記4つの条件に全て該当する基礎の露出は、ハザードレベル3となります。

## 2 頭部・胴体の挟み込みに関するハザードレベル3の判定条件

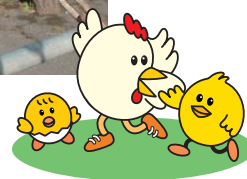
1. 点検器具BまたはAのφ127mmの部分が通過する隙間であること。
2. 点検器具Aのφ230mmの部分が通過しない隙間であること。
3. その隙間が、設置面からの高さが600mmを超える位置にあること。
4. その隙間が、遊び要素、通行要素(階段、梯子の段差間を除く)の歩行面にあること。

上記4つの条件に全て該当する隙間は、頭部・胴体の挟み込みに関して、ハザードレベル3の“有害な隙間”となります。

### JPFA点検器具A及びBを用いた判定 頭部・胴体の挟み込み(ハザードレベル3)



今年度の定期点検報告書より上記内容を適用しており、以前の報告書とハザードの判定が異なる場合がございます。ご不明な点がございましたら担当の公園施設安全管理士にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。



【発行】JPFA NEWS 第11号 令和4年(2022年)3月31日発行

一般社団法人 日本公園施設業協会

〒104-0043 東京都中央区湊2-12-6

TEL:03-3297-0905 / FAX:03-3297-0906

公式Webサイト: <https://www.jpfa.or.jp>